

後援名義使用に関する規程

第1条 目的

この規程は、一般財団法人日本ドッジボール協会（以下「日本協会」という）の後援名義の使用の
際に関し、使用許可の基準及び条件並びに許可申請の手続き等について定めることを目的とする。

第2条 趣旨

後援名義は、ドッジボール競技の普及振興に資すると認められた事業等について、その実施に対して、
名義使用を承認する。

第3条 許可基準・条件

名義使用は、次に挙げた基準を全て満たす場合に許可するものとする。

- (1) 所属のドッジボール協会が主催する事業、もしくは所属の協会が承認した事業であること。
- (2) 事業の実施方法及び実施場所等について、十分事故防止及び救護等の対応策が取れること。
- (3) 名義使用の申請は、開催月の3ヶ月前までには名義使用申請書を提出すること。
- (4) 名義使用申請書に変更があった場合には直ちに変更届けを行うこと。
- (5) 終了後は、速やかに名義使用終了報告書を提出すること。
- (6) 事業に伴う経費については、日本協会は一切負担をしない、また事故防止対策として主催者は
万全の措置を講じ、万一、事故等発生の場合は主催者の責任において処理すること、日本
協会は一切の負担行為をしないものとする。

第4条 使用許可取消し

次の何れかに該当するときは、後援名義使用許可を取り消すものとする。

- (1) 申請内容に虚偽の事実があったとき。
- (2) 前条の後援名義使用の基準に違反したとき。
- (3) 第3条(4)の規程に基づく変更の届け出があった場合、変更後の内容が第3条の許可基準・
条件を満たさないとき。

第5条 補則

日本協会が主催する、全国大会の予選会、またはブロック大会等の開催については名義使用申請
の許可なく使用できる。但し別途、事業内容について、申請・報告を求める場合がある。

平成21年4月1日より施行する。

以上